

神奈川ワーカーズ・コレクティブ連合会 共育・研修委員会運営要綱

(名称)

第1条 本会を「神奈川ワーカーズ・コレクティブ連合会共育・研修委員会」と称する。

(委員会の目的)

第2条 委員会は W.Co の運動・事業について必要かつ有効な共育・研修を企画・実施し、W.Co の運動・事業を充実・発展させることに寄与する。

(共育・研修委員会開催)

第3条 委員会は、原則月1回開催することとする。

(委員会の役割)

第4条 委員会は委員会主催の講座・研修の企画・広報・実施・点検を主な役割とし、具体的には、以下に挙げた項目を行う。

- 1) 定番講座の企画・必要に応じたトピックス講座の企画
- 2) 広報活動
- 3) 講座当日の司会、講座終了後の報告書提出
- 4) 講座・研修の点検・評価・課題抽出・対策の検討
- 5) 理事会、地域 W.Co リーダー会議、部門会議での報告及び提案
- 6) 連合会共育・研修システムの調査・検証
- 7) 生活クラブ運動グループ、単体 W.Co などの講座・研修情報の収集、情報宣伝。

(委員会の構成)

第5条 委員は連合会代表者より1名、理事会より1～2名、地域 W.Co リーダー会議より5名(各地域1名)、理事経験者および共育研修に関心のある単体 W.Co より4～6名程度、合計10～12名程度を選出する。

- 2 委員長は連合会代表者とする。
- 3 理事の中から副委員長1名互選する。副委員長は委員長を補佐する。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は原則として2年とする。但し再任は妨げない。委員半数を改選、スライド式にしていく。

(委員会の招集)

第7条 委員会は、委員長が招集する。

(事務局)

第8条 本委員会は委員会の活動の推進に必要な事務局をおく。

(規約の改廃)

第9条 本要綱の改廃は委員会で検討し、連合会理事会にて決定する。

(附則)

- 1 任期については、改定初年度に限り、次の通常総会までとする。
- 2 附則の1. 2. は2020年の通常総会以降記載しない。

2012年4月25日 制定
2013年9月30日 改訂
2014年4月28日 改訂
2016年5月16日 改訂
2019年5月21日 改訂